

# 業務指示書

## ベトナム国としての適切な緩和行動（NAMA）計画及び策定支援プロジェクト（自治体NAMA・MRV能力向上支援）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月12日 12時まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月17日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ）認めません

（ ）認めます

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

#### 【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）において補強を認めません。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置を認めません。

#### 【その他の業務従事者について】

( ) 以下に掲載する者は補強を認めません。

( ) ① 営業用電話、② 初期費用は該電話を購入する旨

（注）の補強は認めません。

注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注 2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注 3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注 4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注 5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注 6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：気候変動対策に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/MRV体制・制度構築）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：MRV体制・制度構築に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 GHGインベントリ】

- 1) 類似業務の経験：GHGインベントリに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 GHG算定・排出削減量】

- 1) 類似業務の経験：GHG算定・排出削減量に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれると、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。  
( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もって下さい。

(VND1 = 0.0056 円 , US\$1 = 122.74 円 , EUR1 = 136.19 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

### (3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、  
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、  
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の  
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件  
の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、  
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、  
業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/MRV体制・制度構築  
GHGインベントリ  
GHG算定・排出削減量

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

23.50 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月7日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ベトナム国としての適切な緩和行動（NAMA）計画及び策定支援プロジェクト（自治体NAMA・MRV能力向上支援）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/MRV体制・制度構築	(30.00)	( )
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： GHGインベントリ	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： GHG算定・排出削減量	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ベトナムでは近年の急速な経済成長に伴い、温室効果ガス（GHG）排出量が増大している。これを受けベトナム政府は、気候変動対策にかかる包括的な取り組み方針として、2008年12月に国家気候変動対策プログラム（National Target Program to Respond to Climate Change: NTPRCC）を首相決定し、天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE）を主管官庁としつつ、首相を議長とする運営委員会のもとで各省に対し目標年2020年までの気候変動対策政策の立案を指示した。2011年12月には国家気候変動戦略（National Climate Change Strategy: NCCS）を首相決定し、国連気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention for Climate Change: UNFCCC）に「国との適切な緩和行動（Nationally Appropriate Mitigation Actions: NAMA）」を提出するため、MONREが各省庁と調整しつつNAMAの計画策定を進めることができた。また2014年に改正された環境保護法（Law on Environmental Protection: LEP）に基づき、2016年中にはGHG排出最小化の為のロードマップに関する法令のドラフトを作成予定である。

しかし、MONRE及び関係機関にはNAMAの策定・実施に必要な知見や能力が不足しているため、こうした取組を促進するための能力向上支援を目的とし、MONREの気象水文気候変動局（Department of Meteorology, Hydrology and Climate Change: DMHCC）をカウンターパート（C/P）機関とする技術協力プロジェクトが我が国に対し要請された。これを受けてJICAは2014年6月12日に同プロジェクトにかかる協議議事録（Record of Discussions: R/D）を締結し、2015年1月から事業を開始した。

NAMAの策定・実施に関連し、NTPRCC及びNCCSの下で自治体が低炭素行動計画を策定し実施することとなっている。このため、自治体自らが都市全体及び施策別のGHG排出の把握と管理を行い、NAMAの進捗状況及び有効性を客観的に判断し、対策を継続的に推進していくことが求められている。しかし現状では、自治体においてある程度の施策立案は行われているものの、GHGの現排出量・削減見込量・実削減量などの定量化までは至っていない。

一方、ベトナム最大の都市であり、気候変動に脆弱な都市として知られるホーチミン市（Ho Chi Minh City: HCMC）は、気候変動対策の管理能力向上の重要性を認識し、気候変動対策に関する管理体制を整えてきた。具体的には、HCMC人民委員会の下に、人民委員会委員長（市長に当たる）を長とし関連部局が参画する気候変動運営委員会を設置した。また2012年には、当該運営委員会の下で実務を担う部署として、HCMCの天然資源環境局（Department of Natural Resources and Environment: DONRE）の中に気候変動室（Climate Change Bureau: CCB）を設置している。さらに2013年には、「HCMCにおける2015年までの気候変動適応策・緩和策に関する行動計画」を人民委員会にて承認している。しかし、気候変動対策のための行動計画であるにも拘らず、温室効果ガス（GHG）排出量の現状把握や削減目標の定量的な評価が行われていないため、対策の実施に伴うGHG削減効果を客観的に評価できない状況にある。

このためCCBは、次期行動計画の策定時期に合わせて、市のGHG排出状況を把握し、緩和策の効果を評価できるようになるために、先進国関係機関の技術支援を受けつつ、測定・報告・検証（Measuring, Reporting and Verification: MRV）に関する能力向上に取り組んでいる。2013年からはGHGインベン

トリの作成に着手し、電力、燃料、固体廃棄物管理、排水処理、農業・土地利用の分野で基礎データを収集し、2015年1月には、2013年の市のGHG排出量（暫定値）を算出するに至った。また、一連のデータ収集プロセスを通じて部局横断的な連絡体制が構築され、GHG排出量の算定・結果の持続的な更新を行う体制が整いつつある。

2013年10月にHCMCは低炭素都市形成に向けた大阪市との連携覚書を交わした。現在は両市の協働により目下2016～2020年の低炭素行動計画の策定を進めており、2015年9月を目途に行動計画案を取りまとめることを目指している。併せて、潜在的な削減見込量の積み上げと現実的な削減目標の設定に関し、我が国の国立環境研究所とも連携を開始している。

以上のように、HCMCでは内外の関係機関と連携しながらMRVに係る体制整備及び能力向上を進めていることから、これらの他機関による支援の成果を活かし、技術協力プロジェクトの活動の一環として、HCMCをモデル都市とし、ベトナム国内の都市がNAMAを計画・実施・管理する上で必要なMRV様式を構築し試験的に運用する。同時に、他都市を含めた能力向上支援のための教材等の開発とその普及を行い、ベトナム国におけるNAMAの計画・実施・管理を推進する。

## 2. プロジェクトの概要

技術協力プロジェクトの概要は以下のとおりである。本業務は成果2) 及び主なアウトプット3) 達成のための活動であると同時に、本業務から得られる知見や教訓を成果1) 及び主なアウトプット1)・2)にフィードバックすることとする。

プロジェクト名：

ベトナム「国としての適切な緩和行動」計画及び策定支援プロジェクト

上位目標：

ベトナム政府がMRV可能なNAMAを計画し実行できるようになる。

プロジェクト目標：

ベトナム政府のNAMAの計画・実施に係る能力が強化される。

成果：

- 1) MONREがNAMAの開発・実施を進めるための調整能力が強化される。
- 2) 関係省庁・ステークホルダーがNAMAを計画・実施するための能力が強化される。

期待される主なアウトプット：

- 1) MRV可能なNAMAの計画・実施のための制度（ロードマップ）の法制化文案
- 2) 国家NAMAレジストリの制度及びシステムの構築
- 3) 自治体のNAMAにおけるMRVプロセスの構築・試験運用・提言

対象地域：ベトナム全国

関係省庁・機関：天然資源環境省（MONRE）気象水文気候変動局（DMHCC）、関連セクターの所管省庁、自治体等

### 3. 業務の目的

本業務は、技術協力プロジェクト活動の一環として、HCMC を対象都市とし、GHG 排出ならびに削減状況の継続的な定量化を可能にするための自治体の体制構築及び職員の能力向上支援を行い、これら取組を通じて得られる情報・知見を収集・分析・整理し、ベトナムにおいて普及展開が可能な都市・自治体レベルの MRV 様式を構築・提言することを目的とする。

具体的には、HCMC をモデル都市として、CCB を中心に様々な関係機関・関係者と連携しながら、エネルギー、交通、産業、農業・土地利用、廃棄物の 5 分野に係る GHG 排出状況を把握し、関係機関との協働体制を通じた自治体による自律的な GHG 排出状況のモニタリングを可能とするための実施体制・能力強化を図ることを目的とする。

また上記を通じ、将来的にベトナムの主要都市が GHG 排出状況の定量化を自律的に実施し、低炭素都市行動計画の実施状況を継続的にモニタリング・評価し、進捗管理を行えるようになることを目指す。

更に、以上の活動から得られる成果や教訓を、本プロジェクトの主なアウトプットである NAMA・MRV 関連制度の設計に反映させることにより、プロジェクトにより提案される制度がベトナムの主要都市の実情に適したより実用的なものとなるよう支援する。

本業務により期待される成果は以下のとおり。

- 1) HCMC をはじめとするベトナムの都市レベルの MRV に係る制度、体制、取組等の全体像が整理される。
- 2) HCMC における GHG 排出・削減状況を定量化するためのデータ収集のプロセス及び体制が構築・改善され、GHG 排出状況を持続的に MRV する能力が強化される。
- 3) HCMC における NAMA の取組状況が明らかになり、取組の進捗を定量的に評価できる能力が強化される。
- 4) HCMC の事例を基に、ベトナム国内の都市レベルの MRV 様式が構築され、他都市にも普及するためのガイドラインや教材が開発される。
- 5) 定期的なワークショップ・セミナー等の開催により、関連省庁・地方自治体の意志決定者が NAMA に関する理解を深める。
- 6) 以上の活動結果が、本プロジェクトで構築するベトナムの NAMA・MRV 関連制度に反映される。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2014 年 6 月 12 日にベトナム国政府と署名・交換した R/D に基づき実施されるプロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

コンサルタントは、GHG 排出状況の把握に際し、各対象分野における HCMC の GHG 排出量算定に係るデータを CCB と協働して収集し、排出量の算定・モニタリング手法の改善や各分野における具体的な算定アプローチにかかる技術移転を行うものとする。また、コンサルタントは、HCMC で行われている NAMA（特にエネルギー分野）のベースライン調査を行い、将来的に自治体が NAMA の取組の進捗を定量的に評価できるよう、技術的な支援を行う。更に、HCMC における GHG 排出状況の把握、及び同業務を通じて得られる情報・知見の集約・整理を行い、ベトナムにおける都市レベルの MRV 様式を構築・提案し、普及を支援する。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 直営長期専門家との連携・連絡・調整

本プロジェクトにおいては、プロジェクト活動全体の運営管理のため、2015 年 1 月より総括及び副総括／業務調整の 2 名 JICA 直営長期専門家を派遣中である。本業務はプロジェクトを構成する主コンポーネントの一部であるため、活動の準備と実施にあたっては JICA 主管部の指示の下、これら直営専門家との活動計画のすり合わせ、各種連絡及び調整を十分に行うこと。

### (2) GHG 排出削減にかかる MRV のレベル

GHG 排出削減にかかる MRV は、以下の表に示すとおり主に 3 つのレベルに分けられる。

レベル	内容
(a)プロジェクトベースの MRV	CDM や BOCM など、クレジット化できる精度の MRV を含む。市場メカニズムとも関連。
(b)政策ベースの NAMA にかかる MRV	個別分野の排出削減計画やアクション（●●分野で●●% 排出削減するなど）の達成度を測ることを目的とするもの。
(c)都市全体の排出量にかかる MRV	都市 GHG インベントリをベースとする。

本プロジェクトにおいては、上記(b)政策ベースの NAMA にかかる MRV、(c)都市全体の排出量にかかる MRV を行うことを主眼に置きつつ、(a)プロジェクトベースの MRV も対象とする。日本の地方自治体における経験や、国際的なガイドラインである「コミュニティレベルの温室効果ガス排出量グローバルプロトコル (Global Protocol for Community-Scale GHG Emission Inventories: GPC)」、NAMA の MRV に関する UNFCCC における最新の合意内容を踏まえた協力を行うことが求められる。

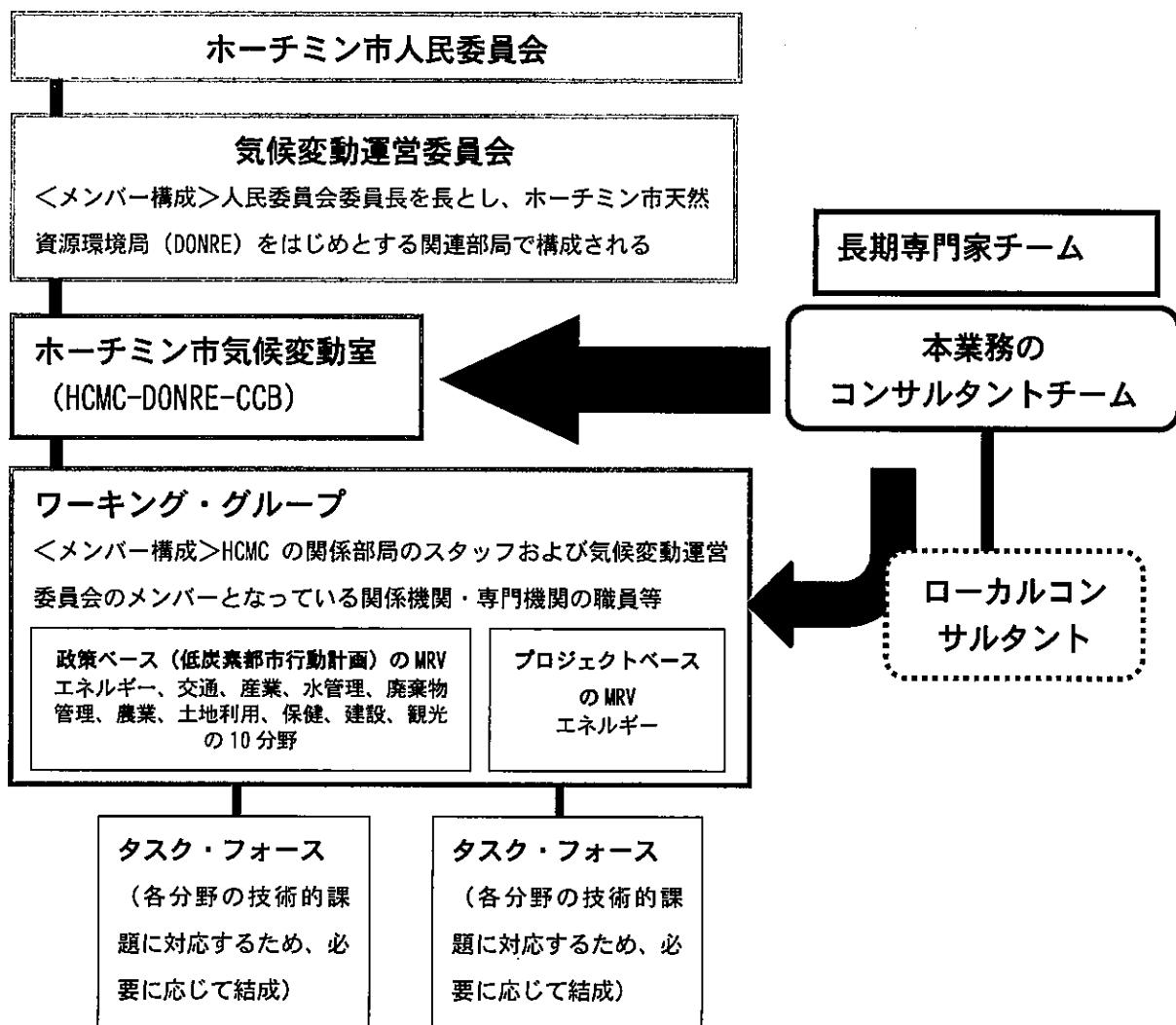
コンサルタントは、業務開始後に HCMC の MRV に対する取組状況のレビューおよびアセスメントを行い、各分野におけるデータの入手可能性や MRV 上の課題を抽出し、HCMC における MRV の手法について検討すること。また政策レベルの MRV の基礎となる GHG 削減数値目標設定及び排出量の将来推計についても、HCMC のニーズに応じ、長期専門家等と協議の上、手法を検討すること。

### (3) 相手国関係機関との実施体制

本業務の実施体制は、下図に示すとおりを予定している。

HCMCにおける低炭素行動計画はCCBが中心となって策定を進めており、その中でGHG排出状況の把握を行っている。コンサルタントは、CCBの分野別担当者と協力し、同担当者を通じて関連部局と連携し、データ収集等の業務を進めることとする。また、技術的課題に対応するため、HCMCの関連部局及びその他関連機関の専門家から構成するタスク・フォースの設置も視野に入れ、MRV業務の促進を図っていく。

また、コンサルタントは、CCBが気候変動運営委員会の方針を踏まえつつ、適宜ローカルコンサルタントを活用しながら、GHG排出状況把握の全体調整、各分野の計画策定、活動運営、HCMC内外の関係機関との連携促進を含む実施体制の強化を行えるよう支援する。



#### (4) プロジェクトの基本枠組み（能力向上支援の重視）

コンサルタントは、本業務を通じてステークホルダーの能力向上（キャパシティ・ディベロップメント：CD）の支援を行う。CDとは、「個人、組織、制度や社会が、個別にあるいは集合的にその役割を果たすことを通じて、問題を解決し、また目標を設定してそれを達成していく“能力”（問題対処能力）の発展プロセス」である。本業務実施にあたっては、包括的な（個人、組織、制度・社会のレベルの）

キャパシティ・アセスメントを十分行った上で、ベースラインと獲得目標を具体的に設定し、適切且つ妥当な範囲で能力向上支援を図ること。その基礎となる個人のレベルの CD 支援においては、個々のカウンターパートの能力評価にもとづき、個人の資質に応じた能力向上支援を行うこと。能力向上支援にあたっては、コンサルタントは training, on-the-job-training (OJT) 等の手法を必要に応じて導入し、ベトナム国側の主体性を重視した協力をすること。

更に、個々人の能力向上を図るだけでなく、組織のレベルや制度・社会のレベルの CD 支援に資するような協力をすること。

#### (5) 期待されるインパクトを見据えた幅広い関係機関への働きかけ

本業務を通じて期待されるインパクトは、「モデル都市において GHG 排出状況の MRV が自律的に持続的に実施され、低炭素都市行動計画の実施状況を継続的にモニタリング、評価し、進捗管理を行うことが可能となる」および「ベトナム国内の都市レベルの MRV 様式がモデル都市以外の都市にも普及適用され、各都市が多岐に亘る分野の気候変動対策の効果を定量的にモニタリングできるようになること」である。このため、モデル都市内部のみならずベトナム国内の関連省庁や関係機関など幅広い関係者への働きかけ、各分野における気候変動対策の主流化に対する関係者の理解を促進する。

#### (6) 関連する他事業との連携・調整

HCMC では、2013 年度から環境省「アジアの低炭素社会実現のための JCM 大規模案件形成可能性調査事業」の枠組みにより「HCMC・大阪市連携による低炭素都市形成支援調査」(受託者：公益財団法人地球環境センター (GEC)) が行われており、同事業において、大阪市の民間企業が有する低炭素技術を海外展開するための実現可能性調査がエネルギー、交通、廃棄物の分野を対象に行われており、併せて両市の協働により目下 2016～2020 年の低炭素行動計画の策定が進められている。また、国立環境研究所も潜在的な削減見込量を積み上げて現実的な削減目標を設定するための支援を行っている。

上記の事業はいずれも CCB を C/P 機関としていることから、本業務の実施に際しては関係機関と連携・協力し、これらの事業による提言や成果が本業務に有効活用されるよう、活動の運営（特にステークホルダーとのワークショップの開催や本邦研修）において十分な情報共有および調整を図ること。ただし Joint Crediting Mechanism (JCM) 制度に関連する支援を検討する場合は、当該制度による事業と ODA 事業を明確に区別する必要があるため、事前に JICA 本部に連絡・相談することとする。

#### (7) シャトル型専門家派遣による業務の管理について

本業務においては、コンサルタントを短期間派遣する形式を数次にわたって繰り返すことを念頭においている。よって、活動が途切れず、成果が一貫して管理できるよう工夫すること。

#### (8) 現地リソース（ローカルコンサルタント等）の活用について

本業務では、現地のリソースを有効に活用して活動を実施することが求められている。特に各分野におけるデータ収集や計画策定にかかる一連の作業は、ワーキング・グループのもとでローカルコンサルタントの活用により実施していくことを想定している。コンサルタントは、HCMC 及びその他ステーク

ホルダーと協議の上、プロジェクトの各活動内容・目的に応じたローカルコンサルタントの TOR 作成や選定を行うこと。また、技術的・専門的な観点からローカルコンサルタントによる業務の質の管理を行うこと。

#### (9) 各種会議や運営指導調査への協力

R/D で規定された関係者の参加の下、プロジェクト期間中、半年毎を目処に実施機関と共同で合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）を開催予定である。JCC においては、プロジェクトの進捗・達成度の確認に加え、プロジェクトの活動計画かかる全体方針について各機関と合意形成を図る必要があるため、これへの参加が求められる。なお会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明できるよう、実施機関等を支援すること。C/P 機関や HCMC 関係機関が気候変動関係の国際会議やシンポジウム等に参加する際には、長期専門家の指示のもと、情報提供・資料作成などに対する必要な側面支援を行うこととする。

JICA が運営指導調査を実施する場合には、コンサルタントは必要な資料等を作成・整理し提出し、同調査の実施に協力することとする。なお運営指導調査は、プロジェクトの詳細な計画の詰め、見直しが必要な場合や実施運営上の問題点が発生している場合に JICA が実施する調査である。

#### (10) 特にプロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- 1) 本業務において MRV 様式を試行する優先的なセクター・サブセクターの選定とその根拠
- 2) 現地コンサルタント等を活用した業務の内容及び方法

### 6. 業務の内容

以下に述べる業務内容に関し、「C/P 機関」は中央レベルの DMHCC 及び HCMC の CCB を中心とする事業実施関係機関を指すこととする。

#### (1) ワーク・プランの作成・協議

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（能力強化支援の手法を含む）、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を予備的に検討し、JICA と協議の上、ワーク・プラン（案）としてとりまとめる。また、C/P 機関に対し、ワーク・プラン（案）を説明・協議し、その内容について合意を得る。

#### (2) HCMC の NAMA 及び MRV にかかる基礎情報の収集分析と課題・ニーズの抽出

長期専門家及び C/P 機関と協議の上、現地コンサルタントを活用して、HCMC の NAMA 及び MRV に係る情報の整理を行う。網羅すべき調査項目（案）は次のとおりとする：①関係機関の組織体制、②分野毎の排出量・削減予測量・実削減量のデータ入手可能性、③NAMA 案件リスト及び国際承認の有無、等。

併せて、HCMC 低炭素行動計画の第一期計画（2013～2015 年）及び第二期計画（案）（2016～2020）案の内容をレビューし、評価・分析結果をとりまとめの上、進捗報告書第 1 号に添付する。

以上により収集した情報を分析し、MRV を実施するまでの課題及び関係機関の能力強化のニーズを抽出する。

### （3）CCB との協働による HCMC の GHG インベントリの作成

現在策定中の HCMC の次期低炭素行動計画（2016～2020）向けのデータとして、2013 年の GHG 排出量のうち算定が不十分である部分に関するデータを収集し、排出量を算定し、報告書にまとめる。同業務は現地コンサルタントを活用し実施する。なお産業分野及び土地利用分野を除く基礎的なデータは 2014 年に概ね収集済であることを踏まえ、これら以外の不足しているデータを収集する。データ収集にあたっては、CCB 内の分野毎の担当者を通じて関連部局及び機関と連絡調整する。また、市職員及び現地コンサルタントに対し必要な技術移転を行う。

また、他都市との比較可能性を向上させるため、国際的なガイドラインである GPC に沿って、エネルギー、交通、産業、農業・土地利用、廃棄物の 5 分野に報告内容を再整理することを検討する。

### （4）MRV を試行すべき優先的な緩和案件（NAMA）の選定、GHG 排出ベースライン及び削減状況の把握

HCMC で実施中であり MRV を試行すべき優先的な緩和案件（NAMA）を特定し、現地コンサルタントを活用してプロジェクト開始時点の現状趨勢排出量、GHG 排出削減見込量の把握、及びその後の対策に伴う GHG 排出削減の進捗状況把握を行う。これらの調査結果に基づき、HCMC が引き続き自力で把握し続けられるよう、MRV の実施体制、手法、フロー等の必要事項をとりまとめたマニュアル（案）を 2016 年上旬までに作成し周知する。作成したマニュアル（案）を用い、HCMC による 2016 年中の削減量等の MRV 試行を支援する。その結果を踏まえてマニュアルを改訂し、2017 年の削減量等の MRV についても HCMC による実施を支援する。

案件の特定に際しては、削減ポテンシャルの大きいエネルギー分野に主眼を置きつつ、他の援助ドナー等との重複がないように注意する。対象とする案件数及び内容については、長期専門家及び C/P 機関と検討の上、決定する。

### （5）試行結果を踏まえた HCMC の MRV にかかる優良事例や課題等の再整理、プロセス・体制にかかる提言・協議

上記（2）～（4）に基づき、HCMC における GHG 排出量の MRV の優良事例、強み、課題等を改めて整理し、プロセスや体制の整備及び改善について提言をとりまとめ、長期専門家及び JICA 主管部とも調整の上、ステークホルダーとの意見交換及び協議を行う。

また、HCMC での取組を通じて得られた知見や手法の他都市への展開可能性についても検討し、整理する。

### （6）ベトナム都市向けの NAMA・MRV にかかるガイドラインや教材の開発

ベトナムにおいて一般に都市レベルに適用しうる MRV 様式を検討し、ベトナム全国への適用可能性を向上させるためにその内容につき中央政府関係機関やステークホルダーとも意見交換や協議を実施の上、MRV 様式を含む NAMA の計画・実施にかかる都市向けのガイドライン・教材を開発する。

(7) HCMC 及び他都市の職員を対象とした MRV 能力向上のための日越両国での研修やセミナーの実施

日本の気候変動対策の計画と実施の経験を共有し、HCMC の各セクターの関係者の連携強化や低炭素都市計画策定及び NAMA・MRV に向けた共通理解を醸成することを目的として、本邦研修を各回 10 名・1 週間、計 2 回程度実施する。また、現地においても関係者を対象とした研修・セミナーを隨時開催する。

さらに、上記（6）で開発したガイドライン・教材等を使用し、HCMC に加えてその他の都市の職員や、将来的に自治体の NAMA 案件や MRV を受託する可能性のある現地コンサルタント等を対象に、MRV 及び関連する GHG インベントリ作成業務等にかかる能力向上のための研修を開催する。HCMC 以外の都市における研修・セミナーの開催回数として、約 4 都市・各 2 回ずつ程度を想定するが、具体的な開催地や回数については長期専門家及び C/P 機関と協議の上決定する。

(8) 外部関係者向けの MRV およびインベントリに関する広報セミナー・ワークショップの開催

HCMC における MRV 及び GHG インベントリの計画内容と関連付け、気候変動対策にかかる普及・啓発活動を、関連の政府機関や自治体関係者等（市よりも下位の行政レベルを含む）に対し、セミナー やワークショップの形で実施する。気候変動対策及び MRV の重要性に対する幅広いステークホルダーの理解を深めるため、同セミナー・ワークショップは、プロジェクト期間中、定期的に実施すること。開催頻度、人数規模、会場借上を含む開催費概算についてプロポーザルにて提案すること。

(9) 活動成果品の対外発信・広報

本業務で作成した都市向け NAMA・MRV ガイドラインや教材、及び HCMC の GHG インベントリについて、広く一般に普及するためのセミナー、メディア発信、パンフレット等の広報資料作成、オンライン掲載、国際会議参加等により、市民及び国際社会に発信する。

## 7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ、以下 2 の技術協力成果品を添付するものとする。なお、本契約における最終成果品は業務完了報告書とする。また、プロジェクト活動中に作成した報告書等についても、JICA 地球環境部に提出する。なお成果品の所有権及び著作権の取扱いは業務実施契約款第 25 条によるものとする。

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

### 1) ワーク・プラン

コンサルタントは、既存資料（事前調査資料等）を整理分析し、ワーク・プラン（案）を作成し、現地作業開始時に JICA 関係部署及び C/P 機関への説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえたワーク・プラン（最終版）を作成し、その内容について発注者の承認を得ることとする。記載内容は最低限以下の項目を含むものとする。

ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）

イ) 業務実施の基本方針

ウ) 業務実施の具体的方法

エ) 業務実施体制

オ) 業務フローチャート

カ) 要員計画

キ) 先方実施機関便宜供与負担事項

ク) その他必要事項

### 2) 進捗報告書

コンサルタントは、業務期間中計 3 回（業務開始後 7 か月後、1 年後および 1 年半後）進捗報告書を作成し、JICA 関係部署及び C/P 機関に提出する。記載内容は最低限以下の項目を含むものとする。

ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）

イ) 活動内容、活動進捗（業務フローチャートに沿って記述）

ウ) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

エ) 次期活動計画

オ) 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ・ 業務フローチャート
- ・ 詳細活動計画
- ・ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ・ 研修・セミナー等実績
- ・ 供与機材・携行機材実績
- ・ 主な会議の開催実績・議事録・資料等
- ・ その他活動実績

### 3) 業務完了報告書

コンサルタントは、業務終了までに業務完了報告書を作成の上、JICA 及び C/P 機関と協議を行った

上で最終版を作成し、提出する。業務完了報告書には最低限以下の項目を含めることとする。

- ア) 業務の成果・活動実績
- イ) 活動実施スケジュール（実績）
- ウ) 投入実績
- エ) 専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
- オ) 研修実績（研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等）
- カ) 供与機材実績（リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等）
- キ) 現地業務費実績（金額実績、再委託業務の成果等）
- ク) 業務実施運営上の工夫、教訓
- ケ) プロジェクト目標の達成に対する貢献
- コ) 上位目標の達成に向けての提言

	レポート名	提出時期	部数など
1	ワーク・プラン	業務開始から約 1 カ月後 (2015 年 10 月)	英文 20 部（うち先方へ 15 部） 越文 20 部（うち先方へ 18 部） 和文 5 部 レポートの CD-ROM（英文・和文）
2	進捗報告書第 1 号	業務開始から約 7 ヶ月経過時 (2016 年 4 月)	英文 20 部（うち先方へ 15 部） 越文 20 部（うち先方へ 18 部） 和文 5 部 レポートの CD-ROM（英文・和文）
3	進捗報告書第 2 号	業務開始から約 1 年経過時 (2016 年 10 月)	英文 20 部（うち先方へ 15 部） 越文 20 部（うち先方へ 18 部） 和文 5 部 レポートの CD-ROM（英文・越文・和文）
4	進捗報告書第 3 号	業務開始から約 1 年 6 か月経過時 (2017 年 4 月)	英文 20 部（うち先方へ 15 部） 和文 5 部 レポートの CD-ROM（英文・和文）
5	業務完了報告書	業務終了時 (2017 年 9 月)	英文 20 部（うち先方へ 15 部） 和文 5 部 レポートの CD-ROM（英文・和文）

#### 4) 技術協力成果品

コンサルタントは、C/P 機関と協力して以下の技術協力成果品を作成する。

- ア) HCMC の GHG インベントリ

- ① 第一ドラフト：事業開始後約1年、進捗報告書第2号に添付のこと。)
- ② 第二ドラフト：事業開始後約1年6ヶ月、進捗報告書第3号に添付のこと。
- ③ 最終ドラフト：事業終了時、最終報告書に添付のこと。

- イ) HCMC の GHG インベントリの広報・啓発資料
- ウ) HCMC 向けの NAMA・MRV マニュアル
- エ) ベトナム国内都市向けの NAMA・MRV ガイドライン
- オ) 能力強化活動にかかる研修カリキュラム、教材等
- カ) 各種セミナーの発表資料

#### 5) 現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、現地再委託業務報告書を提出する。

#### 6) 業務月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を毎月作成し、JICA に提出する。なお、C/P 機関と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- a) 今月の進捗、派遣実績、来月の計画、当面の課題
- b) 活動に関する写真
- c) 業務フローチャート

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

本業務は2015年9月下旬より開始し、約24カ月後の終了を目指とする。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

約31M/M

##### （2）業務従事者の構成(案)

業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を基本とするが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、担当業務の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することを可とする。

- 1) MRV体制・制度構築（2号）
- 2) GHG・インベントリ（3号）
- 3) GHG算定・排出量削減（3号）
- 4) ワークショップ企画運営

#### 3. 相手国の便宜供与

2014年6月12日に締結した本技術協力プロジェクトのR/Dに基づき便宜供与がなされる。

#### 4. 配布資料

先方政府との協議議事録（R/D）

プロジェクト・ドキュメント（先方C/P機関作成）

長期専門家の作成資料一式

詳細計画策定調査報告資料一式

#### 5. 現地再委託

コンサルタントが実施する業務と関連し、経験・知見を豊富に有する現地機関、現地業者、NGOに再委託して実施した方が効率的かつ経済的と判断される業務についてはJICAと協議の上で現地再委託とすることができる。実施に必要と判断される現地再委託については、プロポーザルに①内容、②仕様、③見積価格、④必要と判断される理由、⑤その他特記事項を記載し、本見積もりとして提出する。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、可能な限り現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

現地再委託による実施が想定される業務内容としては、上記「第2 業務の目的・内容に関する事項」「6. 業務の内容」「(2) HCMC の NAMA 及び MRV にかかる基礎情報の収集分析と課題・ニーズの抽出」、「(3) CCB との協働による HCMC の GHG インベントリの作成」等があるが、これらの他に現地再委託による業務を想定する場合はプロポーザルにて提案すること。

## 6. その他

### (1) 複数年度契約について

本業務においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施できることとする。経費の支出については、進捗報告書の提出をもって、部分払いができることとする。

### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上